

医療法第 70 条の 2 の規定による地域医療連携推進法人の
認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について

1. 対象となる法人

法 人 名：一般社団法人泉州南メディカルネットワーク

代表理事：松岡 哲也

所 在 地：大阪府泉佐野市りんくう往来北 2 番地の 23

医療連携推進地域：泉州二次医療圏南部（泉佐野市、泉南市、阪南市、
泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、
泉南郡岬町）

医療連携推進方針：別紙のとおり

2. 認定要件

地域医療連携推進法人制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、認定された法人は、策定した「医療連携推進方針」に沿って、医療連携推進業務を行うことが求められます。

大阪府としては、医療連携推進方針、医療連携推進業務の内容、当該法人の構成要件（参加法人数、社員・役員の構成、経理的・技術的要件、議決権等）、地域医療連携推進評議会の設置等の要件について審査します。

3. 大阪府泉州保健医療協議会の意見聴取について

大阪府では、地域医療連携推進法人の認定申請があった場合、大阪府医療審議会医療法人部会に諮問したうえで認定を行うこととしていますが、同部会への諮問に際しては、当該法人の所在する二次医療圏における保健医療協議会に「医療連携推進方針」の内容について意見聴取し、当該圏域の意見を添えて諮問することとしています。

4. 意見について

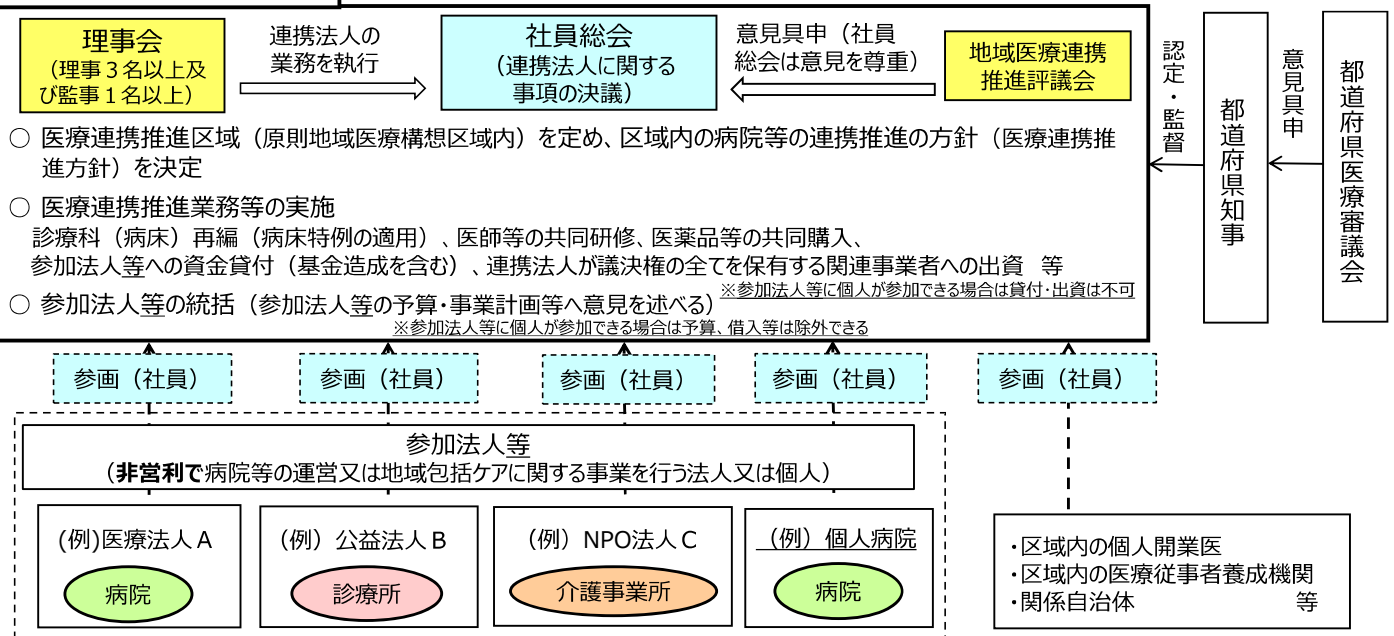
一般社団法人泉州南メディカルネットワークの「医療連携推進方針」について、同意の賛否（同意の条件を含む。）についてお伺いします。

地域医療連携推進法人制度の概要

厚生労働省HPより

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定 (認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人又は個人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人等が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

泉州二次医療圏南部

(泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町)

2. 参加法人等

- ・ 地方独立行政法人りんくう総合医療センター（りんくう総合医療センター）
- ・ 社会医療法人三和会（永山病院）
- ・ 社会医療法人栄公会（佐野記念病院）
- ・ 医療法人功德会泉南（泉南大阪晴愛病院）
- ・ 医療法人晴心会（野上病院）
- ・ 阪南市（阪南市民病院）

3. 理念・運営方針

(理念)

本法人は、医療・介護に関する連携推進業務を行い、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する。

(運営方針)

社会や医療・介護を取り巻く状況を的確にとらえ、時代に応じた医療機能の分担や連携を行い、連携法人全体の安定した経営基盤のもと、持続可能な地域医療の提供を実施する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

- (1) 本法人の医療連携推進区域においての救命・救急医療体制の完全な受入体制の確立
初期救急から救命救急までを連携推進法人が担うことにより、地域内での受け入れを確実なものとする。また、重症管理が必要な患者の上り搬送もスムーズとなり、救命救急患者の応需も確実に出来るようになる。
- (2) 診療機能の分担と連携強化の推進
参加法人等の特色や役割を明確にすることにより、地域のニーズに沿った適正かつ効率的な地域医療体制の充実を図る。
- (3) 人事交流による効率的な運用
区域内での医療従事者・スタッフの確保、適材適所の配置、共同研修の実施、働き方改革の対応等により、地域医療体制の効率的な運用を行う。
- (4) 高額医療機器の共同利用（重複購入の抑制）
高額医療機器の共同利用を促進し、効率的な経営を行うことにより、持続可能な地域医療を提供する。
- (5) 診療材料・医薬品等の共同購入や一元管理
スケールメリットを活かした医薬品・診療材料の効率的な購入により、参加法人等の経費節減・業務負担軽減を図る。
- (6) 医療情報の共有による適切で早急な救急対応、重複防止
医療情報を相互に共有することにより、安全かつ適切な救急医療を提供する。

(7) 感染症対策・医療安全対策の推進

専門スタッフを連携病院に配置又は連携病院への指導による住民の安全安心の確保

(8) 大規模災害や新興感染症の発生時における医療提供体制の構築

大規模災害や新興感染症の発生時における BCP を連携推進法人全体で策定、運用することにより、地域住民全体への医療を継続的に提供する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・地域包括ケアシステムの深化、推進の為、連携推進法人との連携を強化する。
- ・泉州南部において、地域住民が生誕から将来にわたり安全・安心な生活を送れるよう高度急性期・専門医療から介護サービスまで機能分担・連携をすることにより実現する。
- ・医療機関の立場から、介護従事者への助言を行う等、地域包括ケアシステム構築の支援をする。
- ・地域包括ケアシステムにおける後方支援体制を整備する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

一般社団法人の概要

名 称		一般社団法人 泉州南メディカルネットワーク	
所在地		大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23	
医療連携推進区域		泉州二次医療圏南部 (泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)	
医療連携推進方針		別添1のとおり	
		氏 名	所属・役職名
役員の状況	代表理事	松岡 哲也	地方独立行政法人りんくう総合医療センター 副理事長・病院長
	理事	永山 光紀	社会医療法人三和会 理事長
	理事	中村 卓	社会医療法人栄公会 理事長
	理事	殿本 詠久	医療法人功德会泉南 理事長
	理事	野上 浩實	医療法人晴心会 理事長
	理事	上甲 誠	阪南市長
	監事	小松 知史	小松公認会計士事務所
		法人名等	医療機関名等
社員の状況	病院等を開設する参加法人	地方独立行政法人りんくう総合医療センター	りんくう総合医療センター
		社会医療法人三和会	永山病院
		社会医療法人栄公会	佐野記念病院
		医療法人功德会泉南	泉南大阪晴愛病院
		医療法人晴心会	野上病院
		阪南市	阪南市民病院
	介護施設等を開設する参加法人		
	その他の社員	社会医療法人生長会	阪南市民病院
		氏 名	所属・役職名
評議会の状況	松若 良介	泉佐野泉南医師会 会長	診療に関する学識経験者の団体 その他の関係団体
	若松 宏幸	泉佐野泉南歯科医師会 会長	診療に関する学識経験者の団体 その他の関係団体
	道明 雅代	泉佐野薬剤師会 会長	診療に関する学識経験者の団体 その他の関係団体
	八田 守也	泉南薬剤師会 会長	診療に関する学識経験者の団体 その他の関係団体
	泥谷 孝	泉州南消防組合 泉州南広域消防本部 消防長	医療又は介護を受ける立場

地域医療連携推進法人の活動状況の確認について （「医療連携推進方針」の同意に当たっての条件案）

【現状】

地域医療連携推進法人の認定制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、大阪府では、その認定にあたっては、保健医療協議会（地域医療構想調整会議）の意見を聴いたうえで、医療審議会（医療法人部会）に諮問することとしている。

一方、認定後の当該地域医療連携推進法人の活動が、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たしているか、保健医療協議会において確認する手法がない状況となっている。

【保健医療協議会が地域医療連携推進法人の活動状況を確認する手法（案）】

- ・ 地域医療連携推進法人に、保健医療協議会の求めに応じ、その活動状況等を報告させる。
- ・ 保健医療協議会は、地域医療連携推進法人の活動状況を確認し、必要に応じ、意見を述べる。

具体的には、次の２点とする。

① 定期報告

理事会・社員総会の承認を受けた事業報告書等及び地域医療連携推進評議会の評価の報告

② 随時報告

保健医療協議会の求めに応じ行う活動状況等の報告

⇒ 地域医療連携推進法人の策定する「医療連携推進方針」の同意にあたっては、上記のとおり、同法人に、保健医療協議会の求めに応じその活動状況等を報告させることを条件としてはどうか。

これまで全ての地域医療連携推進法人においては、本条件を付している。

（参考）

- 医療連携推進方針の公表（国通知「地域医療連携推進法人制度について」）

地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針を常にインターネット等において公表すること。

- 業務実施状況についての評価結果の公表等（法第 70 条の 13）

地域医療連携推進評議会は、地域医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。（法第 70 条の 3 第 16 項）

地域医療連携推進法人は、上記評議会の評価を公表しなければならない。

また、地域医療連携推進法人は、評議会の意見を尊重する必要がある。

- 大阪府知事への事業報告書等の届出（法第 70 条の 14 において準用する法第 52 条）

地域医療連携推進法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士等の監査報告書を大阪府知事に届け出なければならない。